

令和3年9月30日

【重要】事務局開局時間及び行政書士登録・行政書士法人届出事務について

兵庫県行政書士会

新型コロナウイルスの感染拡大による兵庫県への緊急事態宣言は本日をもって解除されますが、感染再拡大への十分な警戒が必要ですので、10月1日（金）より以下の対応を実施いたします。

1. 新型コロナウイルスの感染収束に向けた対策の徹底を行いつつ、事務局運営の正常化を目指し、事務局開局時間及び事務局員の出勤について以下のとおりとします。

(1) 運用開始日： 令和3年10月1日（金）

(2) 開局時間（電話受付時間も同様）：

9：00～12：00、13：00～16：00

(3) 事務局に出勤する職員数は、段階的に正常化することを目指します。

2. 行政書士登録に関する事務、職務上請求書の払い出し、職印証明書の交付、その他の申請や手続きにつきましては、引き続き可能な限り**郵送での手続き**にご協力いただきますようお願いいたします。

※ 今後も新型コロナウイルスの感染状況により、本会の事業や事務局運営などについて一部または全部の変更が予想されます。変更のあった場合には、随時本会ホームページ及びお知らせメールにてご連絡いたします。

※ 会員各位におかれましては、本会ホームページ及びお知らせメールを定期的にご確認いただけますよう引き続きよろしくようお願いいたします。

何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。